

川越市後援等名義使用に関する事務取扱要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、法人、その他の団体が主催する行事に対する川越市の後援、協賛及び共催（以下「後援等」という。）の名義を付す際の承認基準その他必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 後援 行事の趣旨に賛同することをいう。
- (2) 協賛 行事の趣旨に賛同し、物品等の提供又は経費の補助を行うことをいう。
- (3) 共催 行事の趣旨に賛同し、当該行事の企画又は運営に参加することをいう。

(承認基準)

第3条 市長は、法人、その他の団体が主催する行事で、その内容が、市民の福祉を増進し、市民の文化を向上し、又は地域社会の健全な発展に寄与すると認められるものであり、かつ、原則として広く市民を対象にしたものについて、後援等を付した本市の名義の使用を承認することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、後援等の名義の使用を承認しないものとする。

- (1) 川越市暴力団排除条例（平成24年川越市条例第32号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と関係のある団体が主催するとき。
- (2) 政治団体若しくは宗教団体が主催するとき、又は政治的若しくは宗教的色彩の強い行事であると認められるとき。
- (3) 営利を目的とする行事であると認められるとき。
- (4) 特定の団体等の宣伝又は売名を目的とする行事であると認められるとき。
- (5) 特定の思想又は主義、主張を浸透させる目的とする行事であると認めら

れるとき。

- (6) 公序良俗に反する行事であると認められるとき。
- (7) 本市の行政運営に関する方針に反する行事であると認められるとき。
- (8) 主催者が十分な行事遂行能力を持たないと認められるとき。
- (9) その他市長が適当でないと認めるとき。

(承認申請等)

第4条 後援等の名義を使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、市長の承認を受けなければならない。

- 2 申請者は、行事の実施予定日の1箇月前までに川越市後援等名義使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、市長は、必要があると認めるときは、申請者から当該行事に関する資料の提出を求めることができる。

(承認通知等)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、申請内容を審査のうえ、その可否を決定し、川越市後援等名義使用承認申請結果通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

- 2 名義使用の承認を受けた者は、申請内容に変更を生じたときは、速やかに川越市後援等名義使用内容変更届出書（様式第3号）を提出しなければならない。

(承認の取消し)

第6条 市長は、名義使用承認後、名義使用の承認を受けた行事が第3条の基準に反することが明らかになった場合又は第5条に規定する内容変更届出書の内容が第3条の基準に反すると認められる場合は、使用承認を取り消すことができる。

- 2 市長は、前項の規定により承認を取り消したときは、川越市後援等名義使用承認取消通知書（様式第4号）により通知するものとする。

(実績報告)

第7条 名義使用の承認を受けた者は、行事が終了したときは、速やかに川越市後援等名義使用実績報告書（様式第5号）により、市長に報告しなければ

ならない。

附 則

この要綱は、平成 7 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 1 9 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 1 7 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 1 1 月 4 日から施行する。